

第6章

高齢者にやさしいまちづくり

- 第1節 安全・安心の確保
- 第2節 成年後見制度の利用促進
- 第3節 包括的支援体制の構築
- 第4節 社会参加や地域活動の支援・推進
- 第5節 自然災害や感染症に備えた業務継続計画

第1節 安全・安心の確保

1 安否確認や見守り体制の整備

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、地域における人間関係の希薄化の影響等、小地域での相互の見守りが重要となることから、地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域ボランティアなど地域団体での見守りネットワークの構築がますます重要となってきます。

宮崎市社会福祉協議会においては、地域団体と協力し、各自治会に地域の見守りボランティア福祉協力員の配置や、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障がい者世帯など、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、民生委員・児童委員による実態調査をもとに「見守りネット台帳」を整備しております。民生委員・児童委員や福祉協力員による訪問を通じて、高齢者に安心感を与えられるよう、見守りネットワーク活動を推進しており、今後も継続して支援に努めます。

2 SOSネットワーク

認知症高齢者が外出中に道に迷い行方不明となった場合、早期発見・早期保護を目的に対象者に関する情報を検索協力していただく団体等に提供し、地域ネットワークによる検索活動に取り組んでいます。発見後は、地域包括支援センターやサービス提供事業者等の関係機関と連携し、その後の適切な支援に努めています。

認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らすことができるよう、2023（令和5）年12月現在97団体で構成されている「SOSネットワークみやざき」との連携強化を図り、認知症高齢者に対する日常的な見守り体制の強化や、認知症に関する知識等を高める啓発活動を推進していきます。

3 民間サービス・情報通信技術（ICT）の活用

緊急時に対応することを目的に、民間のサービス事業者が運営する緊急通報システムや認知症高齢者位置検索サービスを取り入れているほか、生活支援配食サービスを提供し、支援の必要な独居高齢者等の安否確認に努めています。

また、近年、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の活用が様々な場面で進んでおり、スマートフォン、ICタグ、センサー等を活用した見守り支援にも使われ始めているため、技術革新の動向も注視しながら、活用方法について検討を進めていきます。

4 要配慮者の災害時避難支援

近年、国内で頻発している地震や集中豪雨、台風などの大規模な災害において、その犠牲者の多くが65歳以上の高齢者となっています。そのため、介護支援が必要な高齢者や障がい者など、災害時に特に配慮を要する方々、いわゆる要配慮者の方への対策の強化が必要とされています。

そのような中、宮崎市地域防災計画の要配慮者の避難支援に関する事項を具体化した行動計画として「宮崎市要配慮者避難支援プラン」を作成し、要配慮者の支援強化に取り組んでいます。

その一つとして、要配慮者の中でも特に避難行動に支援が必要となる「避難行動要支援者」の名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人に「個別避難計画」の作成を行います。これらは、平常時から、自治会や民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者に提供し情報共有を行うことで、地域における避難支援体制の構築を推進します。

また、大規模災害等で避難生活が中長期化した際に、指定避難所では避難生活に支障をきたす方のための二次的な避難所である「福祉避難所」を確保するため、民間の社会福祉施設や宿泊施設等と協定締結を行っています。

このほか、要配慮者本人や支援者の防災意識を高め、自助・共助の充実を図ることを目的として、要配慮者本人の日頃の備えと、災害時に要配慮者と支援者が取るべき行動などをまとめた「要配慮者防災行動マニュアル」を作成し、要配慮者本人や支援者、関係者、関係団体等に配布しているほか、出前講座の実施や市ホームページへ掲載することで、普及・啓発に努めています。

災害時の対策は、自らの命は自らで守る「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関や宮崎市社会福祉協議会等による「公助」を合わせ、協力と連携により平常時からの避難支援体制を整備していく必要があります。

今後も、これらの取組を推進していくことで、要配慮者への支援の強化を図っていきます。

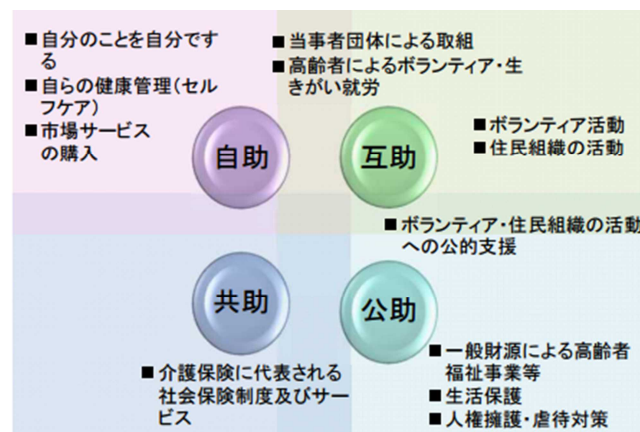


図) 厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」

第2節 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度の概要

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

2 成年後見制度の利用促進に向けて

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況であることを踏まえ、国では成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、2017（平成29）年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

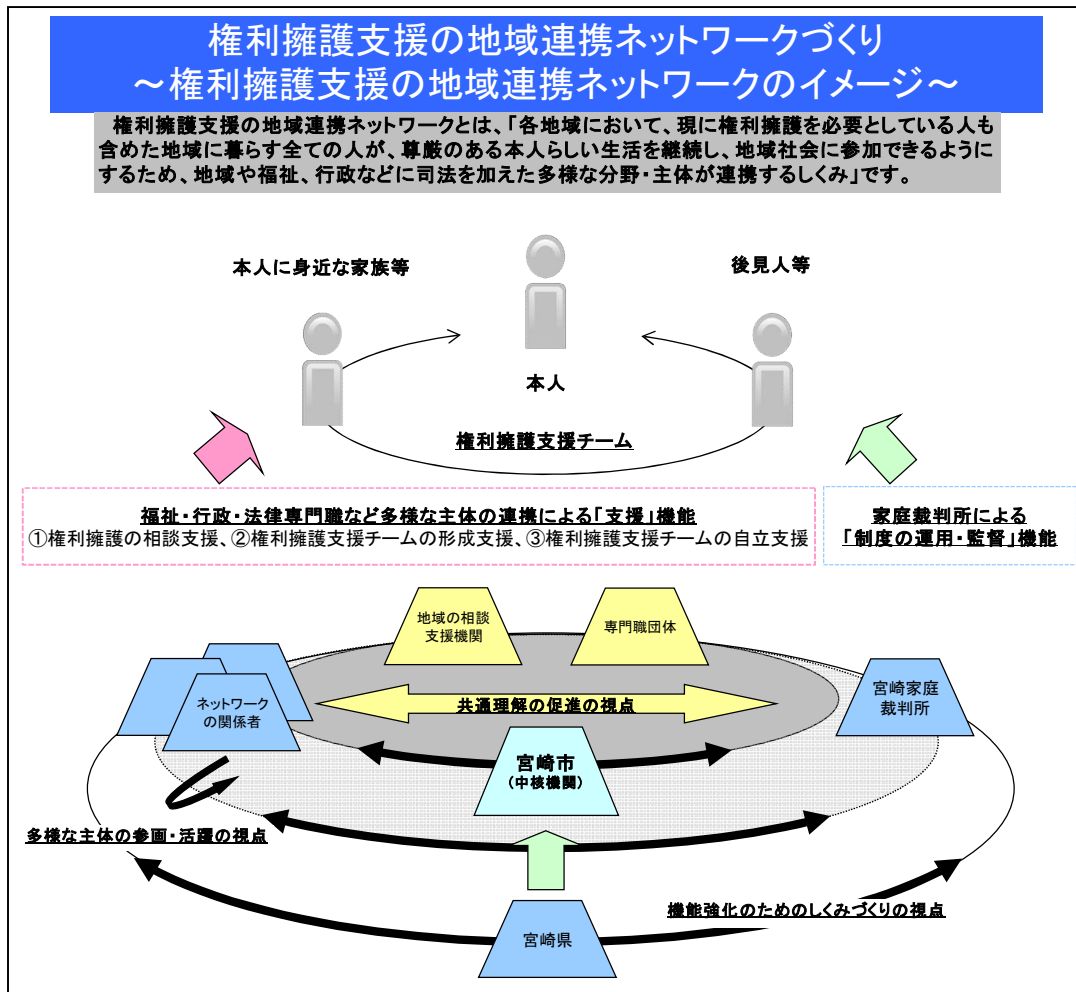
当該計画において、市町村は、必要な人が成年後見制度を利用することができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、そのコーディネートを担う中核機関や専門職団体等の協力を得る協議会等の設置・運営に積極的な役割を果たすなど、成年後見制度の利用促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

また、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める必要があります。

3 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

2022（令和4）年3月に設置した宮崎市成年後見支援センターが、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として、成年後見制度の周知・広報、利用相談を含めた相談対応や、法人後見・市民後見人の支援体制整備等に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を後見人とともに支えるため、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。

相談対応の場面では、地域住民や関係機関等からの相談に対応し、情報を集約するとともに、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合は市長申立てを行います。また、同制度利用以外にも支援が必要な場合には関係機関につなぐ等、対応を検討し必要な支援を行います。



4 成年後見制度及び相談窓口に関する周知・広報の強化

成年後見制度の内容及び相談窓口についての周知・広報や、成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透を図るため、本市の相談窓口や地域包括支援センター等の関係機関にパンフレットを設置するほか、専門職や行政職員等を対象に研修会を開催し、希望する団体に対して出前講座を実施する等の対応を行います。

5 成年後見制度利用支援事業の適切な実施

低所得の高齢者等に対して申立費用や後見人等への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が全国では相当数あるとの指摘がされています。

そのため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、本市では市長申立て以外の本人や親族による申立てや、後見監督人等も報酬助成の対象に含める等、適宜見直しを行い、成年後見制度利用支援事業の適切な実施に努めています。

第3節 包括的支援体制の構築

高齢者の問題に限らず、地域における生活課題は、複合化・複雑化したいわゆる「複合的課題」を抱えたものが少なくありません。

例えば、高齢になった親と働いていない独身の50代の子が同居している「8050世帯」や、親の介護と育児に同時に直面した「ダブルケア世帯」、未成年の子どもが高齢者等の介護の担い手となっている「ヤングケアラー」など、一つの分野の福祉サービス、体制では解決できない課題があります。また、ひきこもりやそれぞれの事情により、何らかの支援が必要としていても、既存の行政サービス、各種制度に明確に位置付けられていない、当てはまらないことから十分な支援を受けることができない「制度の狭間」の課題もあります。これらの課題について、厚生労働省は以下のように示しています。

日本の社会保障制度は、介護、障害、子育てといった人生の典型的なリスクや課題を想定し、対象者別に支援する制度として設計され発展してきました。加えて多くの制度は、身近に頼れる家族、安定した雇用、地域社会でのつながりといった血縁・社縁・地縁などの共同体の機能があることが、前提とされていました。

しかし、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、世帯規模が縮小し、身寄りのない高齢者など、助けてくれる家族・親族が身近にいない人が増えています。また、非正規雇用の増加に伴い、安定的な収入を得られない人も増えています。さらに、近所付き合いなど、地域のつながりも希薄となってきています。このような社会保障制度の前提条件の変化の中で、従来制度では元々想定していなかったようなケースが増加し、地域福祉の現場で立ち往生するようなことが増えています。

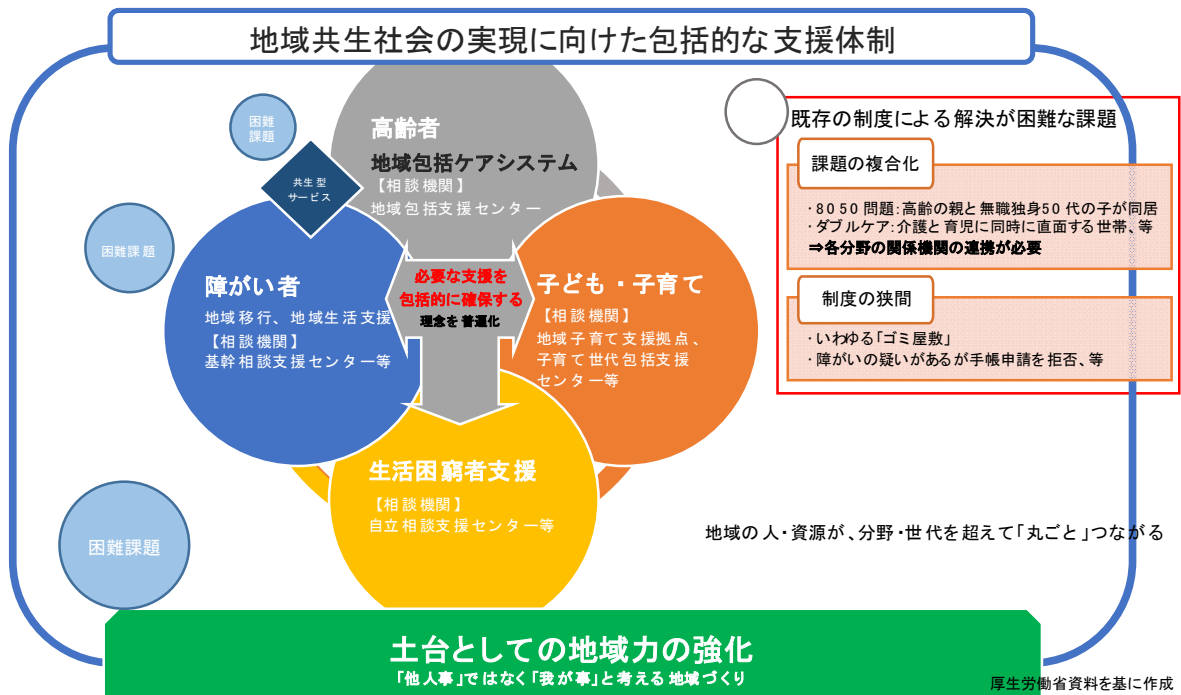
～中略～

これまでの福祉行政は、対象者が表明する困りごとへの対応が主でした。多くの場合、困りごとは物理的な支援の必要性として表明されますが、それを満たすだけでは本質的な課題解決にはなりません。今後の福祉行政が目指すべき目標は、対象者や対象世帯の「自律的な生活」の継続です。「自律的な生活」とは、自らの生き方や社会とのつながりを本人が選択して追求することです。そのためには、衣食住といった物理的な側面で“自立”するだけでなく、家庭や地域、職場などでの人との関係性、社会的なつながりを形成する、すなわち“孤立の解消”も必要です。人との関わりを持てるような支援をすることも重要です（参加支援や地域づくり）。

出典：重層的支援体制整備事業を検討することになった人に向けたガイドブック

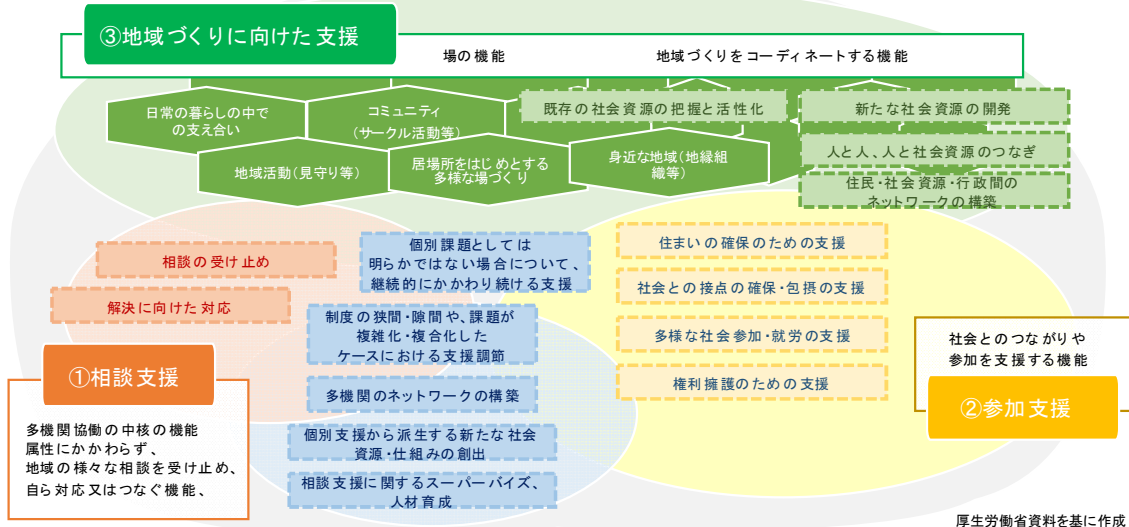
高齢者の総合相談窓口として設置されている地域包括支援センター等においても年々、対応に苦慮するケースが増加しているところです。

複合的課題に対して、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会等の地域における見守り体制、地域包括支援センターをはじめとした専門職が連携し、見守りや相談、介護支援までを重層的に行える体制を確立していくとともに、民間の力を活かしながら「制度の狭間」に対しアプローチを行い、支援者が分野を超え多機関で協働し共に考え、支援を展開し複合的課題の解決のため、包括的な支援体制の構築を図ります。



複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備

アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援



第4節 社会参加や地域活動の支援・推進

高齢者の地域活動への参加は、高齢者自身の生きがいづくりや健康の保持、介護予防だけでなく、地域の活性化につながるなど多様な意義があります。

本市はこれまで、敬老バスカの交付による外出促進や、生涯学習、ボランティア、健康づくりなどさまざまな活動の支援や生きがい支援施設の整備などを通じて、高齢者が地域活動へ参加する機会を増やすことに努めてきました。いつまでも住み慣れた地域で暮らすためには、高齢者自身の介護予防への取組や地域住民が互いに支え合う体制づくりがさらに重要となります。このため、元気な高齢者が生活支援の担い手として活動できる場を地域に増やすとともに、高齢者の活動の場の創出、住民同士が支え合う地域づくりを目指していきます。

また、少子高齢化や核家族化などの社会的背景により、高齢者と若者や子どもたちとの関わりが希薄になっている状況が見られます。高齢者が、次世代を担う子供たちのために育成や指導を担う者として学校教育の一環はもとより、地域の児童センターやまちづくり活動に参加したり、また、子どもたちも老人クラブの活動に参加することで、お互いに交流を図ることができます。このように、子育て支援の関係団体と老人クラブをはじめとする地域の団体が連携を深め、世代間交流事業を継続的に展開していくことで、高齢者が長い人生の中で培ってきた体験や知識、技術を子どもたちに伝えるとともに、高齢者にとっても喜びと生きがいを持てるよう活動を支援していきます。

さらに、生涯学習の観点から、学校や家庭、社会の中で行われる学習活動からスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など高齢者自身が主体的に選択ができるような体制づくりが重要と捉え、多様化・高度化した高齢者の学習ニーズに沿った学習の機会を提供するとともに、学習成果の活用の機会を含めた生涯学習支援に努めていきます。

今後とも、高齢者が年齢にとらわれることなく、さまざまな活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、地域の一員として互いを尊重し支え合う地域づくりの推進に努めます。

第5節 自然災害や感染症に備えた業務継続計画

1 自然災害及び感染症対策の概要

(1) 自然災害対策

近年、荒天等による自然災害で、介護サービス事業所等が被害を受ける事例も少なくありません。介護サービス事業所等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、立地条件等を踏まえ、水害・土砂災害などの各種災害に備えた十分な対策を普段から講じておく必要があり、利用者の安全を確保することが重要になります。

本市では、災害対策等について、国や県等による関連情報を市ホームページで周知するとともに、定期的に非常災害対策計画および業務継続計画の運用状況と避難訓練の実施や避難時のリスク、物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

また、水害・土砂災害が発生し、介護サービス事業所等が被害を受けた場合は、利用者の避難及び事業所の復旧について国及び宮崎県に報告するとともに、危機管理局や県、関連施設と連携し、物資の供給や周辺施設への応援要請等の支援を行います。

(2) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症等は、高齢者や基礎疾患がある利用者が感染した場合、症状が重篤化する可能性が高いことから、適切な感染防止対策を実施することが求められます。

本市では、介護サービス事業所等における感染症対策について、平時からの予防対策や感染発生時の感染拡大防止策等の周知啓発を行います。

なお、介護サービス事業所等において感染症が発生した場合は、保健所や宮崎県、協力医療機関等と連携して事業所への必要な支援を行います。

2 介護サービス事業所等の業務継続に向けて

介護サービス事業所等においては、業務継続計画（※）の策定と、当該計画に従って従業者に対する必要な研修及び訓練を実施することが2024（令和6）年4月から義務化されました。

本市では、業務継続計画の運用状況等の確認を行っていくとともに、介護保険施設等における災害及び感染症に対する対策等について周知啓発等を行います。

※業務継続計画とは…

通称 BCP（Business Continuity Plan）。自然災害や感染症のまん延等の事態が発生しても、事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

— 資料編 —

宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会設置要綱

高齢者福祉計画等推進協議会委員

宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 宮崎市高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び宮崎市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の推進等にあたり、広範な市民の意見を反映していくため、宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- 2 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進の方策に関すること。
- 3 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員24名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体機関の代表者等
- (4) 介護保険の被保険者の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長の指名により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

高齢者福祉計画等推進協議会委員(令和6年3月31日現在)

No.	氏名	所属・役職
1	岩切 典雄	宮崎市郡医師会 事務局長
2	宮本 兼治	宮崎市郡歯科医師会 事務局長
3	中村 千穂子	宮崎県立看護大学准教授
4	古川 壽彦	宮崎県看護協会 事務局長
5	野津原 勝	宮崎県老人保健施設協会 会長
6	曾我 定明	宮崎市介護保険サービス連絡協議会 会長
7	福元 直昭	宮崎市社会福祉協議会 事務局長
8	中窪 民子	宮崎市民生委員児童委員協議会 副会長
9	時任 孝俊	宮崎市自治会連合会 会長
10	松浦 博徳	宮崎市老人クラブ連合会 会長
11	茜ヶ久保 榮子	宮崎市地域婦人会連絡協議会 会計
12	井上 秀一	宮崎市郡薬剤師会 事務局長
13	田村 幸嗣	宮崎県理学療法士会 理事
14	野間 義史	宮崎県社会福祉士会 宮崎東諸ブロック事務局長
15	中村 誠	宮崎県介護福祉士会 理事
16	中村 純忠	日本労働組合総連合会宮崎県連合会宮崎県退職者連合 事務局長
17	川辺 清人	認知症の人と家族の会宮崎県支部 世話人代表
18	富岡 賢二	宮崎市介護支援専門員連絡協議会 会長
19	飯干 るみ子	宮崎市地区社会福祉協議会会長会 会長
20	石本 優	被保険者代表
21	高本 佳代子	被保険者代表
22	土田 博	被保険者代表

*敬称略